

地方自治法第199条第4項の規定により、令和2年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により公表する。

令和3年1月14日

福岡地区水道企業団

監査委員 大 森 一 馬

監査委員 鞭 馬 直 澄

## 令和2年度定期監査結果報告書

### 第1 監査の対象

#### 1 事務監査

##### ○ 対象期間

- |               |                         |
|---------------|-------------------------|
| (1) 総務課       | 令和元年9月1日から令和2年9月11日まで   |
| (2) 財務課       | 令和元年9月1日から令和2年9月18日まで   |
| (3) 計画調整課     | 令和元年9月1日から令和2年9月25日まで   |
| (4) 施設課       | 令和元年9月1日から令和2年10月2日まで   |
| (5) 牛頸浄水場     | 令和元年10月1日から令和2年10月9日まで  |
| (6) 水質センター    | 令和元年10月1日から令和2年10月16日まで |
| (7) 海水淡水化センター | 令和元年10月1日から令和2年10月27日まで |

##### ○ 監査対象 福岡地区水道企業団の財務に関する事務の執行及び業務の運営

#### 2 工事等監査

- 対象期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 監査対象 福岡地区水道企業団の工事等（修繕費、請負工事費及び委託料）

### 第2 監査の方法

監査は、前記の監査の対象が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

### 第3 監査の期日

- 1 事務監査 令和2年9月10日から同年11月26日まで
- 2 工事等監査 令和2年8月3日から同年11月13日まで

### 第4 監査の結果

#### 1 事務監査

##### (1) 総務課

特に指摘する事項はなかった。

##### (2) 財務課

業務委託料については、履行確認後、受注者からの請求により支払わなければならないが、受注者からの請求が行われない場合は、受注者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、「本庁舎非常用発電機設置及び空調設備更新工事実施設計業務委託」の支出について、履行完了確認後、支払いまでに長期日数（147日）を要していた。

今後は、速やかな支払い事務に努められたい。

##### (3) 計画調整課

近距離旅行の旅費については、諸雑費が全く不必要と判断される場合には全額減額することとなっている。しかしながら、令和2年度の近距離旅行のほぼ全用務で、諸雑費の所属長等による具体的な発生確認がなされないまま、日当を支給していることが見受けられた。

今後は、福岡地区水道企業団旅費支給規程及び運用等に則り、適正に事務処理を行われたい。

##### (4) 施設課

特に指摘する事項はなかった。

##### (5) 牛頸浄水場

特に指摘する事項はなかった。

##### (6) 水質センター

特に指摘する事項はなかった。

##### (7) 海水淡水化センター

特に指摘する事項はなかった。

#### 2 工事等監査

##### (1) 総務課

特に指摘する事項はなかった。

(2) 財務課

特に指摘する事項はなかった。

(3) 計画調整課

特に指摘する事項はなかった。

(4) 施設課

特に指摘する事項はなかった。

(5) 牛頸浄水場

特に指摘する事項はなかった。

(6) 水質センター

特に指摘する事項はなかった。

(7) 海水淡水化センター

委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

・海水淡水化施設維持管理業務委託

運転管理業務の諸経費の積算において、水道施設管理業務第三者委託積算要領案に基づき積算しているが、この積算の運用の誤りがあり、過大な積算となっていた。

今後は、適正な設計積算に努められたい。

むすび

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、前述のとおり注意、改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処置を講じられたい。